

広告と子どもの保護に関する制度

英知法律事務所
弁護士 森 亮二

未成年者取消

未成年者取消と「詐術」

- 未成年者の契約の申し込みは、親の同意がない場合には、取り消すことができる。



- ただし、未成年者が、「詐術」を用いると取り消せなくなる。「詐術」とは、年齢や親の同意についてのウソ。

【関連する民法の規定】

第5条1項

未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない。

第5条2項

前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。

第5条3項

第1項の規定にかかわらず、法定代理人が目的を定めて処分を許した財産は、その目的の範囲内において、未成年者が自由に処分することができる。目的を定めずに処分を許した財産を処分するときも、同様とする。

第21条

制限行為能力者が行為能力者であることを信じさせるため詐術を用いたときは、その行為を取り消すことができない。

2

未成年者取消と「詐術」

- では、画面上での、年齢や親の確認について、未成年者が事実と違うことを入力したらどうなるか？



あなたは、満20歳以上ですか？

はい いいえ

- この点について、経済産業省のガイドラインは、事実と違うことを入力しただけでは、「詐術」にならないとしている。



- 画面入力がウソでも、取り消すことができることになる。

3

【電子商取引及び情報財取引等に関する準則】 I-4「未成年者による意思表示」

「少なくとも、単に年齢確認画面や生年月日記入画面に虚偽の年齢や生年月日を入力したという事実のみをもって「詐術を用いた」とは断定できず、事業者の設定した年齢確認や親の同意確認の障壁を容易にかいくることができるものであったかなど他の考慮要素も踏まえた総合判断が求められると解される」

未成年者取消と「詐術」

- 未成年取り消しの主張に対する対応は、さまざま...



- Google、Appleは、ルールを公表していないが、取引から取消までの期間や年齢で判断している様子



- ゲームベンダーの対応も分かれています、一部の事業者は無条件で返しており、一部の事業者は半分返して手打ち...など

あなたは、満20歳以上ですか？

はい

いいえ

4

フィルタリング

5

フィルタリング

フィルタリングとは：

- インターネット上のコンテンツを選別して、アクセス制限をかけること。
- アクセスポバイダによるネットワークサービスとして提供されるものと、スマートフォンのアプリの機能によるものなどがある。

EMA (モバイルコンテンツ審査・運用監視機構)：

「青少年の保護と健全な育成を目的とし、Webサイト及びアプリケーションの運用管理体制の審査・認定及び啓発・教育活動を行う第三者機関です。認定を受けたWebサイトやアプリケーションは、「青少年インターネット環境整備法」において携帯電話会社が青少年に原則提供するフィルタリングの制限から解除されます。」

EMAのホームページより引用

3. 認定基準について（認定基準の構成）

本認定基準は、「基本方針」、「運用体制」、「ユーザー対応」及び「啓発・教育」の4分野にわたる25件の要求項目で構成されています。

25件の要求項目は、すべての申請事業者が充足すべき要求項目（基本要素項目）と、Webサイト及びアプリケーションの様態（投稿機能の有無、第三者（サードパーティ）の提供するサービス等の有無）に応じて必要となる要求項目（オプション要素項目）で構成されています。

認定基準（25要求項目）

認定基準 4分野 25要求項目	<p>「基本方針」※8項目</p> <ul style="list-style-type: none"> #1 「青少年利用に関する基本的な考え方」の明示 #2 「青少年利用に関する基本的な考え方」に基づいた運用管理体制の構築・維持 #3 利用規約の存在及び同意 #4 運用管理体制に関する専門意思決定機関及び責任者の設置 #5 青少年利用を前提とした利用環境の整備（一部投稿対応基準を含む） #6 青少年利用に配慮した自社表現基準 #7 青少年利用に配慮した広告掲載基準 #8 青少年利用に配慮した投稿対応基準
	<p>「運用体制」※8項目</p> <ul style="list-style-type: none"> #9 ノウハウ共有 #10 投稿ログの保存 #11 投稿への対応 #12 投稿に関する運用管理体制の構築・維持 #13 問合せ・通報対応手順 #14 緊急を要する投稿への対応 #15 第三者（サードパーティ）の提供するサービス等に関する管理 #16 アプリケーションにおける青少年保護対策
	<p>「ユーザー対応」※6項目</p> <ul style="list-style-type: none"> #17 問合せ対応窓口の設置 #18 ユーザー情報取得におけるプライバシーへの配慮 #19 通報窓口の設置 #20 ユーザー及び利用機器の特定 #21 強制退会処分及び投稿禁止措置の整備と周知 #22 注意喚起対応・ペナルティ制度の実施 #23 注意喚起と禁止事項の整備
	<p>「啓発・教育」※3項目</p> <ul style="list-style-type: none"> #23 FAQ等の整備 #24 啓発・教育コンテンツの設置 #25 注意喚起と禁止事項の整備

認定基準における基本要素項目とオプション要素項目の構成



EMAの広告掲載基準

《基本方針》8項目

- #1 「青少年利用に関する基本的な考え方」の明示
- #2 「青少年利用に関する基本的な考え方」に基づいた運用管理体制の構築・維持
- #3 利用規約の存在及び同意
- #4 運用管理体制に関する専門意思決定機関及び責任者の設置
- #5 青少年利用を前提とした利用環境の整備（一部投稿対応基準を含む）
- #6 青少年利用に配慮した自社表現基準
- #7 青少年利用に配慮した広告掲載基準
- #8 青少年利用に配慮した投稿対応基準

8

EMAの広告掲載基準

3つの視点から掲載基準を定めている

- 1. 広告として取り扱う商品・サービス業態について
 - 1. 広告として取り扱う商品・サービス業態について
 - 2. 広告表現・内容について
 - 3. 広告掲載手法について
- 1. 広告として取り扱う商品・サービス業態について
 - ア. 掲載不可
 - (a) 法令や省庁のガイドラインに違反又は抵触するもの。
 - (b) 人権等を侵害するもの。名誉棄損プライバシー侵害等
 - (c) 個人情報保護法に違反するもの
 - (d) 反社会的なもの
 - (e) 公序良俗に反するもの
 - (f) 特商法・景表法に違反等
 - (g) 犯罪を誘発・助長・ほう助するもの

9

EMAの広告掲載基準

1. 広告として取り扱う商品・サービス業態について
- イ. 掲載にあたり注意・配慮が必要な商品・サービス業態
- ア. 掲載不可（つづき）
- (h) 知的財産権、パブリシティ権、肖像権等の侵害
 - (i) 内容及びその目的が不明確なもの
 - (j) 出会い系サイト・性風俗営業等
 - (k) その他、青少年の健全な育成を著しく阻害するおそれがある商品・サービス業態。
- 医薬品、健康食品、コンタクトレンズ、エステ、美容整形、
 - 貸金業（消費者金融等）、先物取引、
 - デジタルコンテンツ、情報商材、コミュニティサイト、
 - 懸賞、パチンコ・パチスロ、海外宝くじ、ギャンブル、
 - アルコール、タバコ、
 - 結婚相手紹介業 等

10

EMAの広告掲載基準

2. 広告表現・内容について
- 以下の表現・内容は、掲載不可
- (a) 法令や省庁のガイドラインに違反する
 - (b) 特商法・景表法に違反する
 - (c) 名誉棄損、誹謗中傷、著作権侵害等の権利侵害
 - (d) 差別にあたる
 - (e) 公序良俗に反する
 - (f) 虚偽の内容や事実の過度な誇張等を含む
 - (g) 過度に射幸心をあおる
 - (h) 著しく性欲を刺激する
 - (i) 暴力行為・残虐性を喚起・助長する
 - (j) 自殺を誘発・助長・ほう助する
 - (k) 売買春、麻薬、賭博等、犯罪行為及び刑罰法令に抵触する行為を誘発・助長・ほう助する
 - (l) その他、青少年の健全な育成を著しく阻害するおそれがある

11

EMAの広告掲載基準

3. 広告掲載手法について

- 広告掲載手法自体が青少年に悪影響を及ぼすことがないように十分な注意・配慮を行う
- 特定の商品・サービスの広告であることその提供元を青少年が容易に判断できる形で掲載を行う
- 法令や省庁のガイドライン、団体の自主基準に沿って取り扱う
- 新たな広告掲載手法が登場した場合には、その手法により生じる影響を総合的に検討する

12

ご清聴ありがとうございました

13